

<参考> 平成 24 年（2012 年）の経済・雇用情勢と雇用関連施策の動向

経済・雇用情勢

- ・ 2012 年の我が国経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現により、夏場にかけて景気回復に向けた動きが見られた。しかしながら、年央以降、世界経済の減速等を背景に、輸出、生産を始めとして、下降傾向を示す指標が増え、景気は急速に弱い動きとなっていった。¹
- ・ 4 月からのエコカー補助金²の効果などにより、2012 年の国内新車販売台数³は 4 年ぶりに 500 万台の水準を回復した。ただし、補助金が終了した 9 月以降は前年同月を下回る水準が続いた。
- ・ スペインの金融・財政不安から欧州政府債務懸念が再燃し、7 月には対ユーロで 11 年 8 か月ぶりの水準を更新する 94 円台の円高となった。秋以降は金融緩和期待などを背景に対ドル、対ユーロ共に急速に円安が進行した。⁴
- ・ 貿易収支⁵は、欧州の景気低迷や中国の景気減速、尖閣諸島を巡る日中関係悪化の影響などにより輸出が落ち込む一方、原子力発電所の運転停止に伴い液化天然ガスや原油などの火力発電所向け燃料の輸入が大きく膨らみ、年間の貿易赤字は 6 兆円を超えて過去最大となった。
- ・ 有効求人倍率（季節調整値）⁶は、年初から上昇が続き、6 月には 0.81 倍となった後は横ばいで推移し、その後年末にかけて再び上昇して、12 月には 0.83 倍となった。
- ・ 2012 年 3 月に大学を卒業した者のうち就職した者の割合は前年より 2.3 ポイント上昇の 63.9%となった。他方、安定的な雇用に就いていない者の割合は 22.9%となった。⁷

雇用関連の法改正の施行

- ・ 改正労働者派遣法が 10 月 1 日に一部施行され、日々又は 30 日以内の日雇派遣が原則禁止された。また、離職した労働者を離職後 1 年以内に派遣労働者として受け入れることも禁止された。
- ・ 改正労働契約法が 8 月 10 日に一部施行され、有期労働契約の継続につき、客観的に合理的な理由を欠く雇止めは禁止された。

1) 「日本経済 2012-2013」(内閣府)第 1 章(2 ページ)による

2) 2011 年 12 月 20 日以降の新規登録等に対して、2012 年 4 月 2 日から申請受付を開始。申請総額が予算額に達したため、同年 9 月 21 日に申請受付を終了

3) 日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会の発表による

4) 2012 年末には対ドルで 86 円台と 2010 年 8 月 3 日以来、約 2 年 5 か月ぶりの円安水準に、対ユーロでも 114 円台と 2011 年 7 月 11 日以来、約 1 年 5 か月ぶりの円安水準となった

5) 貿易統計(財務省)による

6) 職業安定業務統計(厚生労働省)による

7) 平成 24 年度学校基本調査(文部科学省)による。安定的な雇用に就いていない者とは、就職した者のうち「正規の職員等でない者」、「一時的な仕事に就いた者」及び「進学も就職もしていない者」の合計